

5 児童・生徒指導

自己指導能力を育てる児童・生徒指導

【方向性】

児童・生徒指導は、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことであり、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行うものである。そのため、特に、学びに向かう集団づくりや児童生徒が意欲的に取り組む授業づくりなど、「学業指導」の充実に努めることが重要である。

また、校長のリーダーシップの下、担任や担当だけで抱え込むことなく、児童指導主任、生徒指導主事を中心として組織的、効果的に機能する児童・生徒指導を推進することが求められる。

【課題】

(1) 児童生徒の自己指導能力を育成する本質的な児童・生徒指導

児童生徒一人一人が自己指導能力（深い自己理解に基づき、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択、設定して、この目標達成のため、自発的、自律的かつ他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力）を身に付けることができるよう、自発的・主体的に成長や発達する過程を支えることが大切である。その際、「自己存在感の感受」、「共感的な人間関係の育成」、「自己決定の場の提供」、「安全・安心な風土の醸成」の視点に留意する必要がある。

(2) 全教職員の連携・協力による組織的な児童・生徒指導

児童・生徒指導は、全教職員の連携・協力によって行われるものであり、児童指導主任・生徒指導主事を中心としたチーム学校として、組織的、効果的に機能する指導体制を確立することが重要である。その際、指導の方針を教職員間で共通理解するとともに、報告・連絡・相談の徹底を図り、協力して児童生徒の指導・支援に当たることが大切である。

また、受容的な態度で児童生徒の内面を共感的に理解する教育相談に努め、関係機関との連携も含めた学校教育相談体制の充実に努めることが大切である。

(3) 児童生徒の問題行動や不登校等の未然防止と的確な対応

児童生徒の問題行動等には、いじめや不登校に関する対策委員会などの組織を生かし、複数の教職員で情報の共有化を図りながら指導に当たる必要がある。

特に、いじめの問題については、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、組織的な検証・改善によるいじめ対策の充実に努めることが重要である。また、不登校児童生徒に対しては、個々の状況に応じた支援方法を検討し、きめ細かく柔軟に対応するとともに、魅力ある学校づくりに努めるなど、新たな不登校を生まないための取組を充実させることが求められる。

また、インターネット上の犯罪や違法・有害情報の問題の深刻化、インターネットの利用の長時間化等を踏まえ、情報端末やSNS等によるインターネットの利用に当たっては、保護者と連携して適切な指導を行い、最新の情報を基に、情報モラルの育成に努めることが重要である。

(4) 家庭、地域及び関係機関等との連携・協働体制の充実

児童・生徒指導の充実に努めるためには、家庭や地域に対して情報を発信したり、収集したりしながら、連携・協働することが大切である。また、問題行動等への予防と対応のためには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、福祉部局、異校種等）の特徴を踏まえて、実態に即した連携・協働した取組の充実に努めることも重要である。

【参考資料】

・「令和6(2024)年度 指導の指針」	R06.3	県教委
・「令和6(2024)年度 栃木県児童・生徒指導の基本方針」	R06.3	県教委
・「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」	R05.3	文科省
・「生徒指導提要」	R04.12	文科省
・「学校以外で学ぶ子どもたちの社会的自立を目指すための指導資料」	R03.3	県教委
・「いじめ対応ハンドブック～いじめ防止対策推進法等対応版～」	H31.3	県教委
・「栃木県いじめ防止基本方針」(改定)	H29.12	県教委
・「保護者向け啓発資料『親子でチェック 安心・安全インターネット』」	H29.7	県教委
・「スクールソーシャルワーカー活用ガイドブック」	H29.3	県教委
・「情報モラルの育成に関する調査研究(小・中・高・特)」	H29.3	総教委